

## 松寿会病院「口腔ケア・マネジメントに係る計画」 Ver.1

### 1.当施設における入所者の口腔ケアを推進するための課題

要介護高齢者が生活する当施設においては、自力で口腔ケアを行うことが困難な高齢者や、自力で口腔ケアができて加齢とともに十分な保清動作ができず口腔内が不衛生となるリスクを抱える高齢者が多い。そのため日頃の歯磨きの習慣化支援のほかに、随時の口腔内衛生状況の確認と対応、個別の状況に応じた適切な口腔ケアの支援が不可欠である。そのためには介護職員を中心としたチームによる口腔内状態の評価や適切な口腔ケア技術の向上に努める必要がある。

### 2.当施設における目標

- ①利用者の口腔内状態の確認と評価を行い、全ての利用者の口腔内の衛生を保つ。
- ②口腔内の衛生支援を行い口腔機能が低下するリスクを軽減する。

### 3.具体的方策

- ①協力歯科医療機関との連携により適切な歯科診療を行う
  - ②清滋会歯科衛生士による介護職員に対する技術的助言指導を毎月実施する。
- その方法については介護主任かそれに準じるものが直接歯科衛生士より助言指導を受け、全介護職員に伝達するものとする。

### 4.留意事項

- ①口腔内保清支援、評価などについて安全性に疑問がある場合は、随時歯科衛生士に助言を求めることとする。
- ②口腔内保清支援に当たっては、利用者への十分な説明を行いながら、できるだけ身体的・精神的負担を与えないように配慮して実施する。

### 5.当施設と歯科医療機関との連携の状況

当施設は協力歯科医療機関として清滋会を定めている。当施設入所利用者は必要に応じて当該歯科への受診、または当該歯科からの往診治療を受けられる体制にある。

### 6.歯科医師の指示内容の要点

口腔ケアが口腔細菌のコントロールによりいわゆる歯科疾患のみならず気道感染予防につながり、さらには口腔機能の維持向上や栄養改善につながるものである。継続したケアを実施することにより口腔環境を整え維持することは重要であり、全身状態

を配慮して慎重に行えば、絶対的禁忌はないと考えてよいでしょう。  
具体的方法については衛生士に伝えますので、対応してください。

平成 25 年 9 月 10 日 医) 清慈会 向島パーク歯科クリニック  
歯科医師 宮坂 厚弘 遠藤 真唯

#### 7.その他必要と思われる事項

- ①毎月行なう指導については記録して、各部門にも伝達を行う。
- ②歯科医師が来院できない月については、歯科診療に支障のない時間に主任ケアワーカー等が当該歯科医療機関において指導を受けるものとする。

(別紙 1)

歯科医師により実施される「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」の主な内容

都度 歯科衛生士が中心となりコメントさせていただきます。

・実施すべき歯科医師による助言・指導等の主な内容。

- 1.入所者の口腔内状態の評価方法
- 2.適切な口腔ケアの手技について
- 3.口腔ケアに必要な物品整備の留意点
- 4.口腔ケアに伴うリスク管理
- 5.その他、施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項の技術的助言及び指導等

平成 25 年 10 月 1 日策定